

第24回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年6月25日(水) 午前9時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 6 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第 7 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 8 報告第 3号 農地の転用事実に関する照会に対する報告について

4 出席委員 農業委員

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 長嶺 敏彦

北部地区担当 松村 秀隆 以上2名

5 欠席委員 農業委員

1番委員 新田 義修 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

同 総括主査 佐藤 泰生

同 主任主査 細川 直樹

同 主査 大村 和臣

開会時刻 令和7年6月25日（水） 午前9時00分

佐々木事務局長 只今より第24回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立します。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては7番勝田徹委員と8番太田豊委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第24回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年5月27日から令和7年6月25日までの報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第23回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積

等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号4番は、2番吉清水委員、整理番号5番、90053番及び90086番は、4番佐藤委員、また、整理番号90182番、90188番、90206番、90234番、90242番及び90294番は、6番高橋委員がそれぞれ該当します。

つきましては、整理番号4番を先に審議し、次に整理番号5番、90053番及び90086番を審議し、その次に整理番号90182番、90188番、90206番、90234番、90242番及び90294番を審議し、最後にそれまでに審議したものを除く残りの案件をまとめて審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、そのように審議することとします。
それでは、議案第1号のうち整理番号4番を審議いたします。議事参与の制限があります2番吉清水委員の退席を求めます。

(2番吉清水委員退席)

議長

なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

大村主任

始めに議案第1号のうち整理番号4番について補足説明いたします。議案書は7ページをご覧ください。

こちらは旧農業経営基盤強化促進法の売買による所有権移転登記が完了したことから、地域集積協力金の対象農地であるため改めて農地中間管理事業による利用権設定を行う案件です。

以上、本案件については農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

これで説明を終わります。

議長

本案件につきましては第19回総会にて報告済みのため現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号のうち整理番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号のうち整理番号4番については原案のとおり決定いたしました。

2番吉清水委員の入場を許可します。

(2番吉清水委員入場)

議長

2番吉清水委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

続きまして、議案第1号のうち整理番号5番、90053番及び90086番を審議いたします。議事参与の制限があります4番佐藤委員の退席を求めます。

(4番佐藤委員退席)

議長

事務局より説明させます。

大村主査

次に議案第1号のうち整理番号5番、90053番及び90086番について補足説明いたします。議案書は7ページ、15ページ、19ページ及び20ページをご覧ください。

整理番号5番は、更新手続きを行わなかったために契約期間が満了した農地について利用権を設定し直す、実質的には更新となる案件です。

整理番号90053番及び90086番は、令和4年度に大沢地区で地域集積協力金事業の取り組みを行い農地中間管理機構に貸し付けた農地を地域の担い手法人がまとめて借り受け、耕作者は法人と特定農作業受委託を行っていましたが、消費税法上の関係等で特定農作業受委託契約の見直しが必要となったことから、法人との特定農作業受委託を解約し、耕作者と機構との直接契約に変更する案件です。

以上、これらの案件については農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

これで説明を終わります。

議長

本案件につきましては更新及び再配分の案件のためいずれも現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号のうち整理番号5番、90053番及び90086番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号のうち整理番号5番、90053番及び90086番については原案のとおり決定いたしました。

4番佐藤委員の入場を許可します。

(4番佐藤委員入場)

議長

4番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

続きまして、議案第1号のうち整理番号90182番、90188番、90206番、90234番、90242番及び90294番を審議いたします。議事参与の制限があります6番高橋委員の退席を求めます。

(6番高橋委員退席)

議長

事務局より説明させます。

大村主査

次に議案第1号のうち整理番号90182番、90188番、90206番、90234番、90242番及び90294番について補足説明いたします。議案書は33ページ、36ページ、39ページ、40ページ、47ページ及び48ページをご覧ください。

こちらは全て令和4年度に下鶴飼地区で地域集積協力金事業の取り組みを行い農地中間管理機構に貸し付けた農地を地域の担い手法人がまとめて借り受け、耕作者は法人と特定農作業受委託を行っておりましたが、消費税法上の関係等で特定農作業受委託契約の見直しが必要となったことから、法人との特定農作業受委託を解約し、耕作者と機構との直接契約に変更する案件です。

以上、これらの案件については農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

これで説明を終わります。

議長 本案件につきましてはいずれも再配分の案件のため現地調査を省略しております。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号のうち整理番号90182番、90188番、90206番、90234番、90242番及び90294番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号のうち整理番号90182番、90188番、90206番、90234番、90242番及び90294番については原案のとおり決定いたしました。
6番高橋委員の入場を許可します。

(6番高橋委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第1号のうちこれまでに審議したものを除く残りの案件について、まとめて審議します。
事務局より説明させます。

大村主査 最後に議案第1号のうちこれまでに審議したものを除く残りの案件について補足説明をいたします。議案書は5ページ、6ページ及び8ページから47ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、規模拡大を図る地域の担い手が買い受ける案件です。

整理番号2番及び13番は、規模拡大を図る地域の担い手が新たに借り受ける案件です。

整理番号3番は、自家消費目的の新規就農相談を受けて地域の農地利用最適化推進委員が調整を図り貸借に至った案件です。主に自家消費目的であることから事前に提出された営農計画書等を現地調査の担当委員が確認を行ったところ、サツマイモやジャガイモ、ナス及びキュウリを作付する予定に必要な機械の所有状況や労働力等を含め就農には問題がないと判断されました。

整理番号6番は、更新手続きを行わなかったために契約期間が満了した農地について利用権を設定し直す、実質的には更新となる案

件です。

整理番号7番は、農地中間管理機構が遊休農地解消対策事業を実施するために権利設定を行う案件です。遊休農地解消対策事業は農地中間管理機構による簡易的な整備により遊休農地を解消することにより地域の担い手への集積、集約化を支援するために実施される事業であり、事業完了後は地域の担い手に転貸される予定になっております。

整理番号8番及び10番は、現在の借受者が耕作できなくなったため借受者を変更する案件です。

整理番号9番及び11番は、地域の法人と所有者との調整により借受者を地域の法人から所有者に変更する案件です。

整理番号12番は、地域の法人と農業者との調整により借受者を地域の法人から農業者に変更する案件です。

整理番号13番及び14番は、地域の法人と担い手との調整により借受者を地域の法人から担い手に変更する案件です。

整理番号15番は、所有者と担い手との調整により担い手が借り受けることになった案件です。

整理番号90026番以降は、先に説明させていただきました大沢地区及び下鶴飼地区の案件と同様に耕作者と農地中間管理機構との直接契約に変更する案件です。

以上、これらの案件については農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

これで説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、勝田徹農業委員、長嶺敏彦推進委員、松村秀隆推進委員が行っております。

本案件のうち整理番号6番、8番から15番まで及び90026番以降の案件につきましては再配分の案件のため現地調査を省略しております。

本案件のうち整理番号1番から3番まで及び7番についての現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員

推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第1号のうち整理番号1番から3番まで及び7番について、令和7年6月17日に勝田農業委員及び松村推進委員と現地調査を実施しましたので報告します。

こちらの現地は、いずれも全て農地として活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号のうち只今の審議案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号のうち只今の審議案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

佐藤総括主査 議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は59ページ及び60ページをご覧ください。
整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を松村推進委員にお願いします。

松村推進委員 推進委員の松村です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の申請地の位置は、滝沢第二小学校から南東へ約450メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は原野、西側は道路、南側及び北側は農地になっており、現地は北側の農地の中にある住宅の進入路及び庭の一部として利用されている様子が確認できました。
以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

太田委員 農地が所謂今回のような案件によって地目変更することができてしまう訳であり、20年が過ぎたと言えれば色々な部分が解放されて本来であれば駄目となっているものでも認められるような形になつ

てしまいますが、今回のこの案件に関して反省文というかそういった形のやり取りはあったのでしょうか。持ち主が何故こうなったかという理由、そういった部分の話等については説明を受けているのかどうか確認させていただきたい。

細川主任主査

只今のご質問の件につきましては私の方からご説明いたします。

議案書60ページの方をご覧くださいと思いますが、まず始めにこちらの農地法の適用外の証明という制度につきましては、現行の農地法の非農地決定という手続に対し制度解釈に支障のない範囲で岩手県が独自に適用外証明という運用手続を付加しているようなものになっております。その事務処理要領の中の適用外証明手続のうち主に農業委員会が扱う案件としては、まずは所定どおり行われた農地転用許可等に対して現地が許可時の内容とは変わっている、つまり農地転用許可等は取ったものの、例えば宅地として許可を取っていたが原野になっていたり雑種地になっていたりする等という話であれば、途中で計画が変わったのか、あるいは許可時に建てた施設等は既に撤去してしまっていて現地が更地になっているのかといった場合等も含めて、転用許可等がなされていて農地ではなくなることがもう了承済みの土地ということで証明を出すものが一つ。もう一つは、こちらは非農地決定の規定と同様なのですが、そもそも農地でなくなって耕作をできない状況にしてしまってから20年が経過して農地への復元が困難と判断されるものについては、先程の議案説明の方でもありましたが規定に基づき判断するという事になると証明はせざるを得ないということになってしまいます。ですので、20年経過しているものにつきましては、例えば市の税務担当の方では数年に一度航空写真を撮影して管理しておりますので、そちらの写真資料等も参考にしながら、明らかに以前から砂利が敷かれている、または構造物等が置かれている、何かが建てられている等の状況が20年以上経過していると確認ができる状況であれば、制度基準からの判断では適用外としては証明を出さざるを得ないものでありますと委員の皆様にご説明をした上でご承認をいただいたものについては、適用外証明書を発行しているという状況でございます。今回の議案の話に関しては、議案書60ページにある調査書の下から2段目の意見決定の理由というところになります。判断基準の一つにある20年を経過しているということで、後段にある農地法第2条第1項に規定する農地ではない、つまり耕作をしたり容易に農地に復元できたりする土地にはないということを確認しているということになります。

次に二つ目のご質問であります。適用外証明の申請をされた人に対して、例えば違反の経緯や何らかでも農地法に対して違反していることの認識があったか等の確認を取っているのかというお話であります。先程と同じ調査書の(2)のところにある理由という欄をご覧くださいと思いますが、今回の場合では前所有者であ

る願出人の親族により昭和59年に行為が行われたと記載されておりますが、今回は土地所有者の親族が農地内の通路をそのまま家の出入にも使うといった転用行為を無断で行ったことで今回の事態が生じたものであり、申請した現在の所有者においては相続の認識さえもなく長く遠方に住んでいたこともあってそのような状況であることには気付くことがないまま、法手続等を色々整理していた中で自分が相続していた土地が今も滝沢市にあって、それが農地であったことに気付くに至ったとのことで、親族は生前の段階で滝沢市にある全ての土地を処分していたものと思い込んでいた中で1箇所残っていることが判明し、この相続権が自分にあったことからこれを綺麗に処分して滝沢市側で不動産を管理し続ける必要があるようなことがないよう一切手を離したいという話の中で今回の申請に至ったものでありましたので、状況から判断すれば始末書等で私に責任がありましたというところまでを求めるような状況ではないと考えられましたことから、今回につきましては願出書に記載されているように親族がやってしまったことではあるが今まで気付かず申し訳なかったという説明はいただいております、一連の説明が虚偽であるとは考えにくく申請者自身が無断転用をした話ではありませんので、今回は始末書のようなそこまでのものの提出は求めておりません。一方で、例えば違反転用等をした者が現在は所有者ではないとしてもご存命である、または所有者が変更になっていない状況であり、その所有者自身が例えば軽く考えて農業目的以外での通路として使おうと思って砂利で埋めたとか、転用許可が不要の範囲で農業用倉庫として建てたものの後から人に貸す等して倉庫が農業用途ではなくなってしまったという場合等に関しましては、違反転用の場合と同様に理由書、要するに始末書を徴収する形にしておりますので、その適用外証明の可否判断をお諮りするにあたりましては事案毎に当時の発生理由や現在の土地利用状況等を聞いた上で、始末書のようなものを求めるか求めないかはその都度判断しているところであります。なお、始末書の提出を求める場合につきましては、少なくとも現時点では他も含めた自分の所有農地全体について農地法等の法令違反がないことを確約するとともに、今後とも違反がないよう農地法等の関係法令をについて順法しますといった内容の一文は必ず徴するようにし、対応しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

太田委員 了解しました。

高橋委員 今回の質問に関連してなのですが、この適用外証明については今の説明で分かりました。しかしながら、20年間農地パトロール等が機能していなかったのかなど、いつもこの議案が出る度に思ってしまう。例えば20年間で20回のパトロールをしているにも拘らず、こういうことに気付かなかったのかと。始末書云々の話もあ

りましたが、それであれば我々自身にもその考えを向ける必要もあるのではないのかともいつも思っていたところでしたので、今太田委員のご質問を聞き、やはりこれは1回質問しておいた方が良くかなと思ひ質問させていただきました。いかがでしょうか。

細川主任主査

只今のご質問の件につきましても私の方から回答いたします。

農地パトロール等の現地調査につきましては、委員の皆様のご尽力、ご協力もございまして、さらにはタブレット導入等もありましたことから現地確認を行う際の精度が非常に上がってきたと実感しております。現地確認用のタブレットでは、農地には色を付ける形によって、色が付いているのに明らかに農地ではないという所等が結構分かり易くなる等、そういったところから次第に農地パトロール等でもタブレットと見比べながら、農地ではないというのが気付き易くなりました。しかしながら、以前については農地台帳と一般的な図面を用いて見回りを行っていたような状況でしたので、例えば面積が小さい所や山際等の奥隅々まで入っていくような所等では、やはり把握できずに漏れてしまう場所もそれなりの数生じてしまっていたものと思われまます。そのようなことから見落とされてしまっていた中で、それが現在に至り20年経過してしまったものとして総会の審議に上るものが今の多くの案件で該当しているのかもしれない。特に最近の案件の中では、例えば農地の一部を住宅の進入路としていた、庭の一部となっていた場合等ですと、農家住宅や農業用倉庫等と一体利用がなされているために現地調査でもなかなかそこまで見回った程度では気付くことができなかつたのではないかと考えられるものも出てまいります。

一方で、明らかに農地の真ん中等で違反転用されているようなものがあるとか、そういったものについては、最近是最適化活動として農地パトロール等の調査の中でそれぞれの農地の変化を確認する機会も増えているかと思われまますので、おかげさまをもちまして早期発見に至ることも多くなつてまいりました。そういった中、今回の皆様にご協力いただきました地域集積事業の中でも、農林課とも協力しながらほぼ全地区で農地の利用状況を再確認された結果、明らかに違反転用であったのではないかというものも発見され、しっかり是正していただいた所もありますが、違反ではあるものの明らかに20年を経過してしまっているようなものにつきましても、こちらから法制度等に基づいた手続きを促すようにしてきたところであり、適用外証明の案件としては面積が大きく目立つような所等も出てくる場合はございますが、そういった案件も地域集積事業の確認や聞き取りとか、農地パトロール等の中等で発見に至り、相手方に指摘して説明を行った中で理解をされて、それは申し訳ないことをした等として認識いただき法制度に則った手続きを踏んでいただけるようになった状況でもあるものと認識しているところです。

さらに一方では、明らかに農地法違反であるにも関わらず、文書

や口頭等で説明しても何ら反応がないという所もあるのは事実でありまして、そのような場合につきましても引き続き事務局もそうですが委員の皆様のご協力をいただきながら、農地に復元することが第一ですが、あるいは20年以上が経過している所でもう復元が難しいのであれば、困難なことは困難ことであるなりに必要な手続を踏んでいただくよう指導等を行っていくべきであろうと考えるところですので、今後につきましても、そういったものに対してある程度はケースバイケースも踏まえながら対応しても良いのか、それとも一律で厳しく対応した方が良いのか等というところも、他の市町村の対応等も比較する必要があるかとは思いますが、皆様とも相談等をさせていただきながら対処方法について定めて行くことができると考えるところでございます。

佐藤委員

只今のご意見、ご説明ですが、私も初めて農業委員になった際、最初に農地パトロールを行った時だったと思いましたが、こういった場所は確か大きな一団の農地の中の一等地であるから早期に非農地と判定することは非常に難しいのではないかとというような、そのような説明を受けた覚えがあります。そういったこともありますので、今事務局が説明されたように、対応が後戻りしないようはつきり駄目なものは駄目だと言えるような体制を作っていくこと自体も大切なのではないかと思います。変なところで忖度するようなことのないように、行政機関なのですから、その辺をしっかりと取り組んでいくことが良いのだと思います。そのような対応で今後ともお願いいたします。

細川主任主査

承知いたしました。

議長

確かにこういった案件は判断が難しいところではございますが、いずれ違反転用等は見落とすことのないよう、我々もこれからも努力をして時代に合った調査というか、そういった取り組みを続けていかなければならないというように思います。

議長

その他ございませんか。

議長

無いようですので質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第6、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第7、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第8、報告第3号、農地の転用事実に関する照会に対する報告についてにつきましては、お手元の議案書61ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第24回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年6月25日（水） 午前9時40分

議 長 _____

会議録署名人 7 番委員 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

これは原本である。

令和7年6月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一